

平成19年度宮城県中小企業融資制度のご案内

平成19年 4月1日現在

環境配慮型経営の他、子育て支援経営を行っている中小企業者等は、下表の利率からマイナス0.1%で利用できます。
(一部資金を除く)

子育て支援経営を行っている中小企業者等とは、宮城県が実施している子育て支援優良中小企業支援事業で表彰された中小企業者です。

資金名	融資対象者	融資限度額	利率 (固定)	償還期間(据置)	担保 保証人	信用保証	取 扱 金 融 機 関	
中小企業経営安定資金	一般枠	県内に事務所、事業所を有する次のいずれかの中小企業者 経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの 経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業 8,000万円 (売掛債権担保活用資金と合算して8,000万円以内)	1年以内 1.8% 1年超 2.2%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内)	担保 金融機関又は保証協会 所定 保証人 法人代表者 以外不要	1年以内 取扱金融機関所定 1年超 信用保証付	都市銀行、地方銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の県内に所在地を有する本店及び支店
	経営改善対策枠	資金繰り円滑化借換保証制度を適用して既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧債返済を行うことにより再建及び持続的発展が見込まれる中小企業者				信用保証付		
	売掛債権担保活用資金	県内に事務所、事業所を有し、宮城県内で事業を営む中小企業のうち、取引先事業者に対する売掛債権を自らが保有する中小企業者	一企業等 8,000万円 (一般資金と合算して8,000万円以内)	1.8%	運転 1年以内	担保 売掛債権 保証人 法人代表者 以外不要		
経営緊急支援資金	一般枠	経済的環境の変化により一時的に売上の減少等業況の悪化をきたしているが、中長期的には、その業況が回復し発展することが見込まれる中小企業者(商工会議所、商工会又は商工会連合会の推薦)	一企業 5,000万円	1.9%	運転 10年以内 (2年以内) 設備 10年以内 (2年以内)	担保 金融機関又は保証協会 所定 保証人 法人代表者 以外不要	1年以内 取扱金融機関所定 1年超 信用保証付	
	倒産防止枠	負債総額1,000万円以上の倒産企業に対し50万円以上の回収困難な売掛債権等を有している又は当該倒産企業との取引額が全取引額の20%以上を占めている中小企業者(知事の認定)	一企業 8,000万円 (セーフティネット資金及び漁業不振関連対策枠と合算して8,000万円以内)		運転 10年以内 (2年以内)			
	漁業不振関連対策枠	負債総額1,000万円以上の倒産漁業者等に対し50万円以上の回収困難な売掛債権等を有している又は当該倒産漁業者等との取引額が全取引額の20%以上を占めている中小企業者(知事の認定)	一企業 8,000万円 (セーフティネット資金及び倒産防止枠と合算して8,000万円以内)		運転 10年以内 (2年以内)			
セーフティネット資金	一般枠	中小企業信用保険法第2条第3項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者	一企業 8,000万円 (経営緊急支援資金(倒産防止枠)及び経営緊急支援資金(漁業不振関連対策枠)と合算して8,000万円以内)	1.9%	運転 10年以内 (2年以内) 設備 10年以内 (2年以内)	担保 金融機関又は保証協会 所定 保証人 法人代表者 以外不要	信用保証付	
	経営改善対策枠	中小企業信用保険法第2条第3項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたもので、既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧債返済を資金繰り円滑化借換保証制度を適用して行うことにより、再建及び持続的発展が見込まれる中小企業者						
災害復旧対策資金	知事の指定する災害により被害を受け、緊急に資金を必要とする企業(災害知事指定、市町村長、商工会議所・商工会認定)	一企業 3,000万円	1.9%以内	運転 7年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内) 土地等 10年以内 (2年以内)	担保 金融機関又は保証協会 所定 保証人 法人代表者 以外不要	1年以内 取扱金融機関所定 1年超 信用保証付		

セーフティネット資金の正式名称は「経営環境変化対策資金」です。

資金名	融資対象者	融資限度額	利率(固定)	償還期間(据置)	担保保証人	信用保証	取扱金融機関
環境安全管理対策資金	公害防止のための施設整備及び移転を行う企業、地盤沈下による被害の復旧、修理を行う企業、地球環境の保全対策を行う企業、低公害車・ディーゼル微粒子除去装置の導入を行う企業、土壌汚染対策法による汚染の除去等を行う企業 ISO14001, ISO9000シリーズの認証又はHACCP方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとする企業	一企業 5,000万円	2.1%	設備 7年以内 (1年以内) 土地等10年以内 (1年以内)	担保 金融機関又は保証協会 所定 保証人 法人代表者 以外不要	原則信用 保証付	都市銀行, 地方銀行, 第2地方銀行, 信用金庫, 信用組合及び商工 組合中央金庫の県内に 所在地を有する本店及 び支店
		一企業 5,000万円 (うち運転資金 1,000万円)	1.9%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内) 土地等10年以内 (1年以内)			
商店街共同施設整備促進資金	商店街のアーケード、街路灯、公園等のインフラ整備を促進し、商店街の活性化を図るために資金を必要とする商店街振興組合、商店会等(商店街快適空間整備支援事業又は商店街情報化支援事業により補助金の交付を受けた者に限る)	一組合・団体 4,500万円 (自己負担額の90%以内)	2.1%	設備 10年以内 (2年以内)	取扱金融機関所定	—	県内本店の 地方銀行, 第2地方銀行
小規模事業資金	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模事業者 <u>取扱金融機関に直接申込み可能です。</u> 商工会議所・商工会が経営指導し、あっせんを受けた小規模事業者は金利を優遇いたします。	一事業者 運転・設備合 わせて 1,250万円	1年以内 1.8% 1年超 2.2%	運転 7年以内 (6か月以内) 設備 7年以内 (6か月以内)	金融機関又は保証協会 所定	1年以内 取扱金融 機関所定 1年超 信用保証 付	都市銀行, 地方銀行, 第2地方銀行, 信用金庫, 信用組合の県内に 所在地を有する本店及 び支店
中小企業団体中央会組織金融	中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の中小企業団体及び商店街振興組合法第2条の商店街振興組合で中央会の会員である組合 原則として新しく成立された組合であること	一組合 運転・設備合 わせて 5億円	1年以内 2.0%以内 1年超 2.3%以内	運転・設備ともに 7年以内	担保 必要に応じて 保証人 役員	—	商工組合中央金庫仙台支店

宮城県中小企業融資制度 信用保証料率一覧 (単位: %)

資金名	保証料率												
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分				
経営一般資金	一般枠	1.60	1.50	1.40	1.30	1.15	1.05	0.90	0.70	0.50			
	経営改善対策枠	1.60	1.50	1.40	1.30	1.15	1.05	0.90	0.70	0.50			
安定資金	経営緊急支援資金	1.60	1.50	1.40	1.30	1.15	1.05	0.90	0.70	0.50			
	倒産防止枠	0.70								0.50			
	漁業不振関連対策枠	0.70								0.50			
経営環境変化対策資金(セーフティネット資金)	0.70												
売掛債権担保活用資金	0.70												
災害復旧資金	災害関係保証の場合	1.60	1.50	1.40	1.30	1.15	1.05	0.90	0.70	0.50			
	その他	0.70											
産業	自動車関連事業支援資	0.00											
	立地サポート枠	1.40	1.30	1.20	1.10	0.95	0.85	0.70	0.50	0.30			
振興	新技術・新製品事業化資金	1.60	1.50	1.40	1.30	1.15	1.05	0.90	0.70	0.50			
	経営革新関連保証の場合	0.70											
資金	地場産業支援資金	1.60	1.50	1.40	1.30	1.15	1.05	0.90	0.70	0.50			
	創業育成資金	0.70											
	新分野進出資金	1.60	1.50	1.40	1.30	1.15	1.05	0.90	0.70	0.50			
環境安全管理対策資金	1.60 1.50 1.40 1.30 1.15 1.05 0.90 0.70 0.50												
小規模事業資金	特別小口保証の場合	1.15								1.05	0.90	0.70	0.50
	その他	0.62											

「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成している場合に0.1%、有担保で利用の場合に0.1%(セーフティネット資金、売掛債権担保活用資金、自動車関連事業支援資金(立地サポート枠)、創業育成資金を除く。)、各種認証を取得している場合に0.01%を割り引いた保証料率がそれぞれ適用されます。ただし、上表中、欄に「」印のあるものについては、適用される信用保険の種類によっては、記載より低率の保証料率が適用される場合があります。

事項別	留意事項															
融資対象者	(1) 中小企業者 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第2条第1項第1号に掲げるもの （ に定める業種を除き資本金・従業員のどちらかを満たしていればよい。）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金又は出資金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金又は出資金	従業員	小売業	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下
	業種	資本金又は出資金	従業員													
	小売業	5,000万円以下	50人以下													
	サービス業	5,000万円以下	100人以下													
	卸売業	1億円以下	100人以下													
	その他の業種	3億円以下	300人以下													
	法第2条第1項第1号の2に掲げるもの（資本金・従業員のどちらかを満たせばよい。）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金又は出資金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金又は出資金	従業員	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業	3億円以下	300人以下	情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	業種	資本金又は出資金	従業員													
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下														
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下														
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下														
旅館業	5,000万円以下	200人以下														
法第2条第1項第3号に掲げるもの：医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの																
ただし、会社、組合、医業を主たる事業とする法人以外の法人、例えば、宗教法人、学校法人、民法上の公益法人、NPO等は中小企業者に該当しない。																
(2) 協同組合等：法第2条第1項第2号、第2号の2及び第4号から第7号までに掲げるもの																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法第2条第1項</th> <th>組合の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2号</td> <td>中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第2号の2</td> <td>協業組合</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>商工組合、商工組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第4号の2</td> <td>商店街振興組合、商店街振興組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>内航海運組合、内航海運組合連合会</td> </tr> </tbody> </table>	法第2条第1項	組合の種類	第2号	中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	第2号の2	協業組合	第4号	商工組合、商工組合連合会	第4号の2	商店街振興組合、商店街振興組合連合会	第5号	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	第6号	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	第7号	内航海運組合、内航海運組合連合会
法第2条第1項	組合の種類															
第2号	中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会															
第2号の2	協業組合															
第4号	商工組合、商工組合連合会															
第4号の2	商店街振興組合、商店街振興組合連合会															
第5号	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会															
第6号	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会															
第7号	内航海運組合、内航海運組合連合会															
(3) 小規模事業者法第2条第2項第1号：従業員20人（商業・サービス業5人）以下の事業者																
(4) 次に掲げるものは、融資対象外とする。 信用保証協会より代位弁済を受け、求償債務が残存しているもの、手形の不渡り事故をおこし銀行取引停止処分を受けているもの、休眠会社・休眠組合、破産、民事再生手続開始、会社整理開始及び会社更生手続開始申立中のもの																
事業歴等	県内に事業所・事務所・店舗等を有し、県内で事業を営む中小企業者及び協同組合等（創業育成資金等を除く）															

セーフティネット保証制度（参考）

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

- ・中小企業信用保険法第2条第3項
 - 1号：連鎖倒産防止
 - 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
 - 3号：突発的災害（事故等）
 - 4号：突発的災害（自然災害等）
 - 5号：業況の悪化している業種（全国的）
 - 6号：取引金融機関の破綻
 - 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
 - 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

・対象となる中小企業者

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの。

・手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等があれば添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会にて認定書を持参のうえ、融資を申し込むことが必要です。